

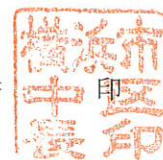


中区公告第 / / 号
公 示 送 達

次のとおり、書類の送達を受けるべき者の住所（所在地）等が不明である（法施行地でない）ので、地方税法第 20 条の 2 及び横浜市市税条例第 10 条の規定により公示送達する。送達する書類は当区役所税務課に保管してあるので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和 8年 7月 23日

横浜市 中区長 永井 由香



送達を受けるべき者	別紙のとおり
送 達 す る 書 類 名	差押調書（謄本）
（注意）地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定により、掲示を始めた日から起算して 7 日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。	

公示送達 別紙

差押調書（謄本）

氏名（名称）	氏名（名称）
藤本 一沙	西本 海
古庄 和世	渡邊 淳義
青木 健太	



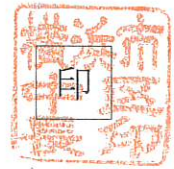
中区公告 第 111 号

公 示 送 達

次のとおり、書類の送達を受けるべき者の住所（所在地）等が不明である（法施行地でない）ので、地方税法第20条の2及び横浜市市税条例第10条の規定により公示送達する。送達する書類は当区役所税務課に保管してあるので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和8年7月23日

横浜市 中区長 永井 由香



送達を受けるべき者の氏名又は名称	南間 勉 外2名
送達する書類名	令和8年度 軽自動車税 全期 督促状
(注意) 地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。	

公示日：令和8年7月23日

軽自動車税

(種別割は改正前の地方税法第463条の25)

[illegible]